

(集団指導:参考資料)
介護認定調査(基本調査)確認項目資料

評価の種類は3種類

①能力評価…

身体機能と認知機能の能力を「できる」「できない」かで評価されます。できないことによって介助が発生しているかや、日常生活上の支障がないかは選択に影響しません。

②介助の方法…

介助が「行われている」「行われていない」かで評価されます。ただし、介護が「行われていない」状況で、実際には行われていなければならぬと**明確に**判断できる場合は

認定調査員が適切と考える介助の方法が選択されます。(こういう介助が行われていることが望ましいではありません。)

※介助の方法は、より頻回に行われているものが優先されます。例えば、朝、昼、晩と3回洗顔を行う人に対して、昼だけデイサービスなどで「一部介助」とないいるが、朝と晩は「介助なし」で行っている場合、頻回である「介助なし」が選択されます。

③有無(麻痺等・拘縮、外出頻度、BPSD)…

該当する状態や、行為が有るか無いかを記載されますが、BPSD(認知症に伴う行動・心理状態)の有無については、その有無だけで介護の手間が発生しているかは判断できないため、

BPSD関連の行動等があることによって、どのような介護の手間が、どの程度の頻度で発生しているかが確認されます。

資料 1

項目番号	調査項目	評価の種類	1	2	3	4	5	認定にあたっての注目点など
1－1	麻痺	有無	なし	左上肢	右上肢	左下肢	右下肢	調査日に実施した麻痺の有無が、普段の生活と異なる場合は、調査員に普段との違いを説明するようにしてください。
1－2	拘縮	有無	なし	肩	股	膝		拘縮は他人の手で動かそうとしたときの制限が有るかを確認するものなので、自力では動かすことが困難などとは異なります。
1－3	寝返り	能力	できる	つかまれば可	できない			自分の体や衣服をつかんで寝返りを行う場合は、ベッド柵をつかんでいる場合と同様、つかまれば可となります。
1－4	起き上がり	能力	できる	つかまれば可	できない			体を支える目的で手や肘でふとんにしっかりと加重して起き上がる場合は、つかまれば可となります。
1－5	座位保持	能力	できる	自分の支えで可	支えが必要	できない		クッション、車椅子の背もたれを支えとした座位保持は、「支えが必要」となります。
1－6	両足での立位保持	能力	できる	支えが必要	できない			立っている状態を10秒保持できるかであり、立ち上がりができるかは考慮されません。自分の膝に手をついて加重しながらの保持は、「支えが必要」となります。
1－7	歩行	能力	できる	つかまれば可	できない			5m程度の距離を立ち止まらずに歩行できるかが目安となります。
1－8	立ち上がり	能力	できる	つかまれば可	できない			いすやベッドに座っている状態からの立ち上がりで、床や畳(座椅子含む)からの立ち上がりは含みません。
1－9	片足での立位保持	能力	支えなしでできる	支えが必要	できない			片足で1秒程度の間、立位を保持できることが目安となります。
1－10	洗身	介助	介助されていない	一部介助	全介助	行っていない		石鹸やボディソープをスポンジなどに付ける行為だけでは介助となりませんが、スポンジを使い体の一部を本人に代わり洗ったら介助しているものとみなされます。
1－11	つめ切り	介助	介助されていない	一部介助	全介助			爪を切る前の準備や、爪を切ったあとのごみ捨てなども「爪きり」の介助に含まれます。
1－12	視力	能力	普通	1m	目の前	見えない	判断不能	視野狭窄で正面は見えないが、横は見えるという場合でも、正面の視力を基に選択されます。
1－13	聴力	能力	普通	普通の声がやと	大声	聞こえない	判断不能	音が聞こえているかどうかの能力となるので、聞いた内容を理解しているかどうかは本能力に含まれません。
2－1	移乗	介助	介助されていない	見守りが必要	一部介助	全介助		清拭や褥瘡予防のために臀部を動かすことも移乗とされますので、清拭などの時に介護者が介助をしている場合は介助されているとなります。
2－2	移動	介助	介助されていない	見守りが必要	一部介助	全介助		日常生活において、食事や排せつ、入浴などで場所を移動するときに見守りや介助が行われているかで選択されます。外出行為については含まれません。
2－3	えん下	能力	できる	見守りが必要	できない			毎食トロミを付けるなどの対応をすることで、自然に飲み込めていて見守りが必要ない場合は「できる」となります。
2－4	食事摂取	介助	介助されていない	見守りが必要	一部介助	全介助		食器から食事を口に運ぶ行為に介助が発生しているかが判断されるので、配膳や、食べこぼしの掃除などは含まれません。
2－5	排尿	介助	介助されていない	見守りが必要	一部介助	全介助		トイレまでの移動に関する介助は、2-2移動で評価されるため含みませんが、トイレに誘導するための確認や指示、声かけなどは見守りとしてみなされます。
2－6	排便	介助	介助されていない	見守りが必要	一部介助	全介助		人工肛門でストーマ袋の準備、交換、後始末を全て自分で行っている場合は「介助されていない」、準備と後始末は介護者に行ってもらい、交換のみ自分で行っている場合は「一部介助」です。
2－7	口腔清潔	介助	介助されていない	一部介助	全介助			歯磨きを行うために洗面所へ誘導することは、介助に含まれませんが、歯磨き中の確認や声かけは一部介助となります。
2－8	洗顔	介助	介助されていない	一部介助	全介助			洗顔には「タオルの準備」、「蛇口をひねる」、「顔を洗う」、「タオルで拭く」、「衣服の濡れの確認」などの一連の流れの行為で、これらの行為で部分的に介助されていれば「一部介助」と判定されます。
2－9	整髪	介助	介助されていない	一部介助	全介助			洗顔には「ブラシの準備」、「髪をブラッシングする」などの一連の流れの行為で、これらの行為で部分的に介助されていれば「一部介助」と判定されます。
2－10	上衣の着脱	介助	介助されていない	見守りが必要	一部介助	全介助		着る順番が自分で分からず、一枚ずつ声かけしながら衣服を用意して手渡している場合は、見守りになります。介護者が上着を構えて、そこに本人が自力で袖を通すなら一部介助となります。
2－11	ズボン等の着脱	介助	介助されていない	見守りが必要	一部介助	全介助		同上
2－12	外出頻度	有無	週1回以上	月1回以上	月1回未満			おおよそ30分以上の、居住地敷地外への外出を数えますので、自宅からデイサービスへ外出することも含みます。ただし、入居施設から同一敷地内のデイサービスや診療所の受診は含まれません。
3－1	意思の伝達	能力	できる	ときどきできる	ほとんどできない	できない		身振り手振りなど手段を問わず意思が伝達できるかが判断されます。その際伝達しようとする意志の内容に合理性は問われません。合理的でない内容でも、意思を伝達する能力を判断されます。
3－2	日課の理解	能力	できる	できない				起床、就寝、食事等のおおまかな内容が理解できているかが判断されます。曜日ごとの細かいスケジュールを理解できているか等複雑な内容は考慮されません。
3－3	生年月日か年齢	能力	できる	できない				生年月日か年齢(満年齢でも数え年齢でも)が答えられるかで判断されます。

項目番号	調査項目	評価の種類	1	2	3	4	5	認定にあたっての注目点など
3－4	短期記憶	能力	できる	できない				調査直前に何をおこなっていたかを質問し、こたえられるかが目安となります。質問で確認できない場合は、三品提示で短期記憶の能力を確認されます。
3－5	自分の名前	能力	できる	できない				自分の姓(旧姓)か、名いづれかが答えられるかで判断されます。
3－6	季節を理解	能力	できる	できない				当日の日付が答えられても、季節が答えられない場合は「できない」になります。
3－7	場所の理解	能力	できる	できない				自宅なのか、施設なのか答えられればできると判断されます。施設名まで答えられる必要はありません。
3－8	徘徊	有無	なし	ときどきあり	あり			明確な目的がなく、動き回る行為。ベッド上で目的なく動き回ることも含まれます。
3－9	外出して戻れない	有無	なし	ときどきあり	あり			外出だけでなく、施設の中で自室に戻れなくなる場合も戻れないと判断されます。
4－1	被害的	有無	なし	ときどきあり	あり			物を盗られた、食事に毒が入っているなどの被害的な言動、行動の有無で判断されます。
4－2	作話	有無	なし	ときどきあり	あり			自分の都合のいいように事実とは異なる話をする行動のの有無で判断されます。日ごろの作話があれば調査員に伝えてください。
4－3	感情が不安定	有無	なし	ときどきあり	あり			泣いたり、笑ったりすることが不自然な状況で感情が不安定になることがあるかで判断されます。そのため、元々涙もろく、昔の話をとだんだん涙ぐむだけでは、不自然とはいえないため有りとはなりません。
4－4	昼夜逆転	有無	なし	ときどきあり	あり			夜間に何度も目が覚め、そのせいで日中の活動ができない場合や、昼夜が逆転しまっているかで判断されます。単に夜更かしをしている場合や、夜間にトイレにいくため起床するなどは含まれません。
4－5	同じ話をする	有無	なし	ときどきあり	あり			しつこく同じ話をするかが評価されます。ただし、性格などから起因して、同じ話を繰り返している場合は含まれません。場面や目的からみて不適当なことを繰り返し話していることなどが考慮されます。
4－6	大声を出す	有無	なし	ときどきあり	あり			周囲の迷惑となるような大声(奇声)をあげる場合に判定される。誰かを呼ぶなど、日常的な動作中で性格的な習慣から行われる不自然でない大声は含まれません。
4－7	介護に抵抗	有無	なし	ときどきあり	あり			介護に抵抗する行動に、家族が助言しても従わない場合(寝る前にトイレに行くよう声掛けするなど)は含まれません。
4－8	落ち着きなし	有無	なし	ときどきあり	あり			家に帰りたいという意味表示と、落ち着きのない状態が両方あるときに有りとなります。自宅ににいるのに、自宅であることを認識できず帰りたいと言っている場合も意思表示に含まれます。
4－9	一人で出たがる	有無	なし	ときどきあり	あり			1人で外に出たがため、目が離せない行動の頻度が評価されます。歩行ができない場合や、周りが工夫することによって外に出ようとする行動がなくなっている場合は含まれません。
4－10	収集癖	有無	なし	ときどきあり	あり			「いろいろなものを集めたり、無断で持ってくる」周囲の状況に合致しない行動の頻度が評価されます。昔からの性格や習慣で集めたりしているの 경우는含まれません。
4－11	物や衣類を壊す	有無	なし	ときどきあり	あり			「物を壊したり、衣類を破いたりする」行動の頻度が評価されます。壊れないようなものを配置することで、物を壊す気を起こさせなくしているなどの特徴の工夫をしている場合は調査員に伝えてください。
4－12	ひどい物忘れ	有無	なし	ときどきあり	あり			「ひどい物忘れ」によって、それに起因する行動が起きたり、周りの人が対応をとらなければならないかで評価される。料理をしようとして火を付けたままにするため、家族が都度火を消すなど対応がとられている場合などは有りとなる。
4－13	独り言・独り笑い	有無	なし	ときどきあり	あり			周囲の場面や状況からみて不適当なタイミングで独り言、独り笑いをする場合に判定されます。
4－14	自分勝手に行動	有無	なし	ときどきあり	あり			周囲の場面や状況からみて不適当な自分勝手な行動がある場合に判定されます。
4－15	話がまとまらない	有無	なし	ときどきあり	あり			周囲の場面や状況を踏まえ、話の内容に一貫性がない、話題を次々に変える、質問に対してまったく無関係な話が続くなど会話が成立しない場合に判定されます。
5－1	薬の内服	介助	介助されていない	一部介助	全介助			薬や水を手元を用意する、薬を口に入れる、飲み込む(水を飲む)という一連の行為に介助が行われるかが評価されます。薬があらかじめ分包されていることだけでは介助とはなりません。
5－2	金銭の管理	介助	介助されていない	一部介助	全介助			自分の所持金の出入金の把握、管理、出し入れの計算などの一連の行為に介助が行われているかが評価されます。また、認知症のため金銭の計算ができず、病院の支払いの際に、財布に予め準備しておいた金額を機械的に支払わせるといった場合など、お金は少額減しているが計算は出来ない場合は調査員に伝えてください。
5－3	日常の意思決定	能力	できる	特別な場合以外	日常的に困難	できない		毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができているかが評価されます。日ごろの日常の状態を調査員にお伝えください。
5－4	集団への不適応	有無	なし	ときどきある	あり			家族以外の他者の集まりに参加することを強く拒否したり、適応できない等、明らかに周囲の状況に合致しない行動があるかが評価されます。
5－5	買い物	介助	介助されていない	見守りが必要	一部介助	全介助		買物の介助が行われているかが評価されます。お店までの移動や、お店の中での移動についての介助は含まれません。
5－6	簡単な調理	介助	介助されていない	見守りが必要	一部介助	全介助		「炊飯」、「弁当、総菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めんの調理」に対して介助が行われているで評価されます。お茶などの準備や、配下膳、後片付けは含みません。